

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回庁内検討会

1 日時・場所

令和元年5月10日（金）10:00～11:30

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3 議題

(1) 基本方針（案）について

(2) その他

4 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」 庁内検討会設置要綱
- ・ 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）
- ・ 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）〔概要版〕
- ・ 検討スケジュール

5 議事録（質疑）

建設局道路管理部 保全課長

・ 交差点拡幅部についてだが、一昨日も大津の交差点部にて事故が発生しており、歩道部での安全対策施設の設置などが必要と考えられる。交差点拡幅部の検証では交通安全面をどのように考えているのか。

・ 橋梁の橋詰用地については、維持管理を行う現場の観点から考えると橋梁架替工事等において必要な空間である。特に都心部においては重要であるとする。景観や都市の潤いの観点からも道路と河川との歩行者結節点でもあり、必要性があるとする。また、都心部から離れた箇所については、将来の開発を加味した検証がされているのか。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

・ 交差点拡幅部については、自動車と歩行者の両方の安全面で検証している。具体的には、個々の交差点で自動車の走行に問題のない線形なのか、歩道幅員が道路構造令の基準を満たしているかを確認している。

- ・橋詰については、架け替えの用地としての必要性を建設局にも確認し、計画の可否を判断している。一方で、景観や都市の潤いといった考え方もあるが、本検討においては、架け替え用地としての必要性を確認した上で、基本的には計画の変更とすることとした。

建設局公園緑地部 計画課長

- ・（基本方針（案）本編の）P-56 に都市計画公園等との重複の検証方法の配慮事項の中に、第四次事業化計画における将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることが前提という記載があるが、本検討そのものが第四次事業化計画で将来都市計画道路ネットワークの必要性が確認されていることが前提であるため、あえてこの配慮事項の中に記載する必要はないのではないかと。
- ・都市計画公園等との重複の検証では、他の検証項目で検証した結果も踏まえて変更の方向性を分類しているのではないかと。例えば、都市計画公園との重複箇所、都市計画道路が本検討の他の項目で廃止となった場合、方向性としては都市計画公園を変更する必要がなくなる。その旨を本文に記載すべき。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・本検討にあたっては第四次事業化計画で将来都市計画道路ネットワークの必要性が確認されていることが前提であるが、都市計画公園等との重複箇所の検証の検証方法の方向性を分類する上で、改めて配慮事項に記載している。
- ・計画変更の方向性に関する記載については、引き続き調整させていただきたい。

建設局道路建設部計画課 事業化調整専門課長

- ・（基本方針（案）本編の）P-22 自転車通行帯に関する道路構造令の一部改定に関連した情報提供であるが、今回の道路構造令の改定に伴い、都条例も今後、改定する必要があると考えている。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回庁内検討会 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	政策調整部 技術政策調整担当課長	
都市整備局	総務部 企画技術課長	
	都市づくり政策部 広域調整課 政策調整担当課長 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(欠席)
	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 交通計画調整担当課長 街路計画課長 街路計画課 外かく環状道路担当課長 街路計画課 街路計画調整担当課長	(欠席)
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	(欠席)
	市街地建築部 建築企画課長	
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 安全施設課 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 計画課 事業化調整専門課長	(代理)
	公園緑地部 計画課長	
港湾局	港湾整備部 計画課長	(代理)